東京学芸大学基金　―活用のご案内―

寄附金の使い途を、本学が取り組む8つの事業の中から選択いただくことで、ご支援・ご協力いただく皆様の想いが、より具体的に実現できる仕組みとなっております（使途を大学に一任する（指定しない）ご寄附も可能です）。

税制上の優遇措置

寄附金に対して、所得税や住民税に対する税制上の優遇措置が定められております。
詳細については、学芸大学基金トップページの「寄附者への特典」をご覧ください。
（各事業の＊は税額控除制度の対象となります）

1. 学生に対する支援事業＊

経済的理由により修学が困難と認められた学生に対して、授業料、入学料及び寄宿料の全部又は一部の免除、その他学生の経済的負担の軽減を図るための支援を行います。

2. 国際交流の支援事業＊

グローバル化に基づく教育課題に対応する力を持った教員・教育支援者を養成することを目標に、学生の海外留学を推奨しています。経済的理由により海外協定校等で実施される短期プログラム等への参加が困難と認められた学生に対し、渡航費等の支援を行います。

3. 学芸むさしの奨学金事業＊

経済的理由により修学が困難と認められた学生に対して、学資支援奨学金を給付します。また、学生の主たる家計支持者の死亡等又は地震・火災・風水害等の被害により家計が急変し、修学が困難になった学生を対象に緊急支援奨学金を給付します。

4. 学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対する研究又は研究者としての能力向上の支援事業＊

学会等への参加に要する旅費の支援、論文の刊行に要する費用等、研究活動への支援を行います。

5. 教育研究活動等への助成事業

学生の学習支援の充実、教育研究機器の整備・充実、教員による研究活動の支援等、教育研究活動への支援を行います。

6. キャンパス環境の整備・充実事業

学内の自然環境の保護・充実、教育研究施設の整備・充実等の支援を行います。

7. 附属学校の施設・設備の整備・充実及び教育活動支援事業

附属学校の施設・設備の整備・充実及び経済的困窮者への支援等教育活動事業への支援を行います。
（特定の附属学校を指定してご寄附頂くことも可能です。）

8. その他教育研究上必要な事業

・在学期間中の学業成績が特に優秀で、他の学生の模範となると認められた学部学生を成績優秀者として表彰し、卒業時に記念品を贈呈しています。
・本学の教育研究活動の一層の進展を支援するため、キャリア教育や学校体験活動など大学が認めた教育研究上必要な支援を行います。